TOREK 自然農法認定規格 平成30年2月

(理念)

第1条

TOREK 自然農法は、岡田茂吉が提唱した「自然農法」の原理を厳密かつ継続的に行うことを目標とし、土の清浄化に重きを置き、各地域の実情に応じた課題を生産現場と共に積極的に取り組むことを目指す。

(目的)

第2条

- 1.本規格は、TOREK 自然農法において、認定生産物及びその加工品の生産または加工の基準を示すものである。
- 2. 本規格は、岡田茂吉が提唱した原理に基づく農法を現場に即して実証することを目的とした基準であり、TOREK 自然農法の理念に基づき、必要な場合は十分な検証を基に改定を行う。

(定義)

第3条

「自然農法」とは、岡田茂吉によって提唱、実践された農法であり、土に注目し「土を尊び、 土を愛し、汚さない」をモットーに土、水、太陽光線等、天然の恵みのみを活用して土の力を最 大限に引き出すべく、人為的に肥料や農薬を一切使用しない農法である。

(普及)

第4条

TOREK 自然農法は、岡田茂吉が提唱した「自然農法」の原理を厳密に実践する生産者の普及に努め、新たに全面積において「自然農法」を開始する方法又は他の農法から「自然農法」へ漸次移行するいずれの方法も推奨する。いずれも各生産者及び圃場環境の実情に応じた方法で、厳密かつ継続的な「自然農法」の実践を目指し、漸次円滑に実践できるよう共に取り組む。

TOREK 自然農法活動は講習会等を通じて、生産者、流通、消費者がお互いの現場を理解し合い、おいしく、安全で豊かな「食」への理解が深まることに努める。

(原則)

第5条

- 1.生産者及び加工・販売を行う者は、岡田茂吉が提唱する「自然農法」及び TOREK 自然農法の理念を講習会等によって学ぶこと。
- 2.本規格に基づき、生産物及び加工品を「認証」及び「推奨」と認定する。第6条及び第7条に 該当する生産物を「認証」生産物、第6条及び第8条に該当する生産物を「推奨」生産物とす る。「推奨」生産物及び加工品は原則、生産者、認証検査員又は生産行程管理者による対面販売 とするが、特別に許可を得た者による対面販売も可とする。自生する生産物は「推奨」生産物

として扱う。

- 3. 生産者は認定申請時に圃場登録申請書、同意書並びに栽培計画書を提出しなくてはならない。
- 4. 指定された販売会において認定生産物及び加工品を扱う場合、所定の認定ラベルを貼付しなければならない。

(TOREK 自然農法の基本的な栽培基準)

第6条

- 1.特定農薬を含む一切の農薬の使用を避け^{別記1}、土作りという観点において有機質肥料^{別記2}、化成 肥料^{別記3}、枯葉堆肥等を含む天然物^{別記4}を人為的に外部から圃場へ持ち込まないこと^{別記5}。土壌 改良資材^{別記6}及びその他の資材(生分解性農業資材)も使用してはならない。
- 2.除草、収穫、脱穀等の作業で生じる収穫物以外の残渣は極力、圃場外へ持ち出さなければならない。ただし、圃場面積及び周辺環境において剪定残渣等の持ち出しが困難な場合はその旨を申告すること。
- 3.マメ科及びイネ科植物(クローバーやエンバク等)等を、収穫を目的とせずに栽培し圃場にす き込む行為は、外部からの圃場への持ち込みには該当しないが、緑肥とみなすことができるた め避けなければならない。
- 4. 収穫後の諸工程において機械類の使い分け及び洗浄に十分注意し、他の農法の生産物の混入を避けなければならない。
- 5. 認証検査員又は生産行程管理者の定期的な圃場視察を受け入れ、指導があった場合は対策を講じること。
- 6.申請圃場の周辺に他の農法の耕作地が存在する場合、その耕作地からの肥料分や農薬の流入の 有無について認証検査員又は生産行程管理者が検証を行い、必要な場合は対策を講じる。ただ し、空中飛来及び用水路からの流入は止むを得ないものとする。
- ¹特定農薬を含む一切の農薬: JAS 規格において使用が禁止されている農薬及び、特定農薬を含む使用可能な農薬全て。
- ² 有機質肥料とは主に、汚泥、動物性堆肥(畜産排泄物、魚粉、骨粉等)及び植物性堆肥(油粕、 米ぬか等)を示す。
- ³化成肥料とは主に、硫安、かりん酸石灰、尿素等の単肥及びそれらの配合肥料を示す。
- 4枯葉堆肥等を含む天然物とは、雑草、枯れ葉及びそれらを堆肥化したもの、腐葉土等を示す。
- ⁵ 圃場への投入禁止について: 天然物由来のものであっても外部からの持ち込みは認められないが、 剪定した枝、雑草、おから、ぬか、わら等は外部からの持ち込みとして認識されない場合があるの で注意すること。
- ⁶土壌改良資材とは、泥炭、バーク堆肥、腐植酸質資材、バーミキュライト、ピートモス、籾がら、 微生物資材(VA 菌根菌及び EM 菌等)、木炭等を示す。

(TOREK 自然農法認証生産物の認定基準)

第7条

- 1. 第6条の基準を満たす栽培の継続年数が他の農法から転換後又は未耕地開墾後3年以上(断続的な実施は不可とし、連続した継続年数)であること。耕作地の総面積が10a以上でなければならない。
- 2.「認証」認定を受ける耕作地に対し、「推奨」認定耕作地または他の農法の耕作地が隣接する場合、境界を緩衝帯として区別すること。緩衝帯の面積は認証検査員又は生産行程管理者の指導に 従い、緩衝帯で収穫された生産物は「推奨」生産物として扱う。
- 3. 苗による肥料分の持ち込みを避ける為、育苗土に有機質肥料、化成肥料、枯葉堆肥を含む天然物等が含まれていてはならない。
- 4. 第6条に適合する圃場において自家採種した種の使用が望ましいが、入手困難な場合は品質の維持更新を目的として購入種を使用することができる。ただし、出来うる限り種子消毒が施されておらずコーティング資材を使用していない種を選択すること。
- 5. 遺伝子組換え技術等の細胞工学的手法によって作出された品種等は使用してはならない。

(TOREK 自然農法推奨生産物の認定基準)

第8条

- 1. 第6条に適合する圃場において自家採種した種の使用が望ましいが、入手困難な場合は品質の維持更新を目的として購入種を使用することができる。ただし、出来うる限り種子消毒が施されておらずコーティング資材を使用していない種を選択すること。遺伝子組換え技術等の細胞工学的手法によって作出された品種等は使用してはならない。
- 2. 第7条に適合する苗が入手困難な場合、購入苗を使用することができる。ただし、農薬を使用しておらず出来うる限り肥料も使用されていない苗を使用することを前提とし、植付け後に圃場で持続的効果を示す肥料及び農薬が使用されていないものを選ぶこと(化学肥料等を被膜で覆った資材を使用せず、原則として苗を作る際の施肥に限り、圃場への植え付け前に追加で施肥を行ってはならない)。この場合、使用した育苗土に関して詳細を申告しなければならない。
- 3. 自生する生産物の土壌においても農薬及び化学肥料又は有機質肥料等が人為的に施されてはならない。

(TOREK 自然農法認定加工品の基準)

第9条

- 1. TOREK 自然農法認定加工品とは、TOREK 自然農法認証生産物が主な原材料となる加工品、又は含まれる全原材料が TOREK 自然農法認定生産物の加工品を「認証加工品」、一部の原材料が TOREK 自然農法認定生産物の加工品を「推奨加工品」とする。
- 2. 主な原材料以外に関しても、極力、化学物質フリーのものを使用するように配慮しなければならない。

(きのこ類の栽培及び加工についての基準)

第10条

- 1. 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用すること。遺伝子組換え技術を用いて生産された種菌を使用してはならない。
- 2. 原木栽培を基本とし、施肥が行われていない土壌の上で栽培する。
- 3. 原木、おがくず、チップ等の樹木に由来する資材を使用し、栄養添加剤や菌糸成長剤等の化学 合成物質及び消毒剤の使用を避けなくてはならない。

(畜産についての基準)

第11条

- 1. 低密度で平飼いを原則とし、アニマルウェルフェア(動物福祉)に配慮して、日当たり及び風通し等良好な環境で飼育しなければならない。
- 2. 飼料に遺伝子組換え作物が含まれることを禁止し、全飼料が TOREK 自然農法認定生産物であることが望ましいが、入手困難な場合においてもその一部に認定生産物が含まれていなければならない。混合する他の飼料も極力、化学物質が含まれていないものを使用すること。
- 3. 畜産動物に対する投薬やワクチン接種を控える飼育を目指しながら、国及び地域が定めた行政 において規制が生じた場合、指導に基づき速やかに対処しなくてはならない。しかし、その場 合においても化学物質等の適切な使用に努めること。
- 4. 家畜排泄物の処理は環境への影響を配慮すること。
- 5. 畜産動物のアニマルウェルフェアに配慮し、その生命を全うさせるべく、食用として有効利用すること。
- 6.養鶏においては、洗卵の際に次亜塩素酸ナトリウム等の化学薬品の使用を避けること。

(表示についての基準)

第12条

- 1.「認証」生産物から自家採種した種子を用いて生産を行った場合、その生産物に対して自家採種と表示することが可能となる。
- 2. TOREK 自然農法認定加工品は、TOREK 自然農法認定生産物に加え、表示制度に従い、原材料、賞味期限、消費期限、内容量、保存方法を表示しなくてはならない。
- 3.発酵食品に用いる麹菌、酵母(パン又は味噌)について、TOREK 自然農法認定生産物を原材料として自家で菌を培養した場合においては天然麹菌又は天然酵母と表示することができる。
- 4. 玄米及び精米において検査証明を受けていない場合は未検査米と表示すること。
- 5. 無農薬という表示は生産物における残留農薬検出の有無を示すものではない。

(TOREK 自然農法認定生産物及び加工品の販売についての基準)

第 13 条

1.認定を表示した生産物及び加工品の販売を行う者は、TOREK 自然農法認定生産物の生産方法を理解した後、申請書及び同意書を提出しなくてはならない。

- 2. TOREK 自然農法認定生産物を原材料に用いた製品を製造、加工及び販売を行う者は、1項の書類に加え、食品衛生管理者または食品衛生責任者のいずれか、もしくは両方を証明する書類を提出する必要がある。
- 3. TOREK 自然農法認定生産物の加工及び販売を行う者は、その特性を理解し、普及に努めなくてはならない。